

日立市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日立市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 3 月 6 日提出

日立市長 小 川 春 樹

---

(提案説明)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係規定を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

日立市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する基準等を定める条例（平成24年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の第4条第6号に規定する講習の課程を修了した者は、改正後の第4条第6号に規定する講習の課程を修了した者とみなす。